

常滑市行政サービス等一覧

2024年4月1日時点

注意事項

- ・ 2024年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
常滑市営住宅への入居	パートナーシップの宣誓をされた方（近親者含む）を契約者の親族として取扱うこととし、常滑市営住宅への入居（同居）を可とする。	○		受理証明書のほかに条例に定める入居要件を確認できる書類の提出が必要	都市計画課 0569-47-6123